

大阪市住吉区告示第 127 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 29 日

大阪市住吉区長 橘 隆義

地縁による団体の名称 大阪市住吉区墨江連合墨江東 4 丁目振興町会

及び事務所の所在地 大阪市住吉区墨江 4 丁目12番17号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	平野 龍二 大阪市住吉区墨江 4 丁目 9 番21号	岸部 真理子 大阪市住吉区墨江 4 丁目 12番 5 号

2 変更の年月日

令和 6 年 4 月 1 日

3 変更の理由

代表者の変更による

（住吉区役所地域課）

（令和 8 年 6 月 29 日 掲 示 済）